

一般社団法人日本保健物理学会
理事候補及び監事候補の選出並びに選挙管理委員会の運営に関する規程

規程第 A-3 号
平成 23 年 8 月 12 日
改定 1 平成 28 年 6 月 30 日
改定 2 令和 3 年 1 月 7 日
改定 3 2023 年 1 月 20 日

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本保健物理学会「定款」24 条に規定する、理事候補及び監事候補の選出並びに選挙管理委員会の運営について定める。

(理事候補の選出)

第 2 条 理事候補は、正会員の中から、正会員と正学生会員の選挙によって選出する。

2 選挙により選出する理事候補の数は 12 名とする。

(監事候補の選出)

第 3 条 監事候補は、正会員の中から、正会員と正学生会員の選挙によって選出する。

2 選挙により選出する監事候補の数は 2 名とする。

(選挙管理委員会)

第 4 条 本規程の第 2 条、第 3 条に規定する選挙の管理運営は、選挙管理委員会を設置して行う。

2 代表理事は、西暦奇数年の年（以下「投票年」という）の理事会の承認を得て、代表理事、理事及び監事以外の正会員及び正学生会員の中から 3 名を選挙管理委員に委嘱し、速やかに会員に公示する。

3 委員長は、委員の互選により選定する。

4 委員が理事候補又は監事候補に立候補した場合は、委員を辞任する。

5 前項により委員が欠けた場合、代表理事は理事会に諮り補充の委員を委嘱する。

6 前 2 項及び 5 項の委嘱に当たっては、同一の分野に偏ることのないように配慮する。

7 委員の任期は、当該選挙の事務が終了したときまでとする。

(選挙管理委員会の運営)

第 5 条 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その管理運営を総括する。

2 選挙管理委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席により成立する。

3 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 前各項に規定するものの他、選挙管理委員会の運営に必要な事項は、選挙管理委員会が作成し、理事会の承認を得る。

5 選挙管理委員会の運営のための事務局は、「株式会社国際広報企画」とする。

(選挙の期日)

第6条 理事候補及び監事候補選出のための選挙は、投票年に投票により実施する。

(選挙権及び被選挙権)

第7条 選挙権及び被選挙権（以下単に「選挙権」という）は、投票年の前年の11月30日現在の会員が有する。ただし、12月1日以降投票日までに退会した者は除く。

2 代表理事は、11月30日現在選挙権を有する会員の名簿を作成し、選挙管理委員会に提出する。

3 代表理事は、12月1日以降投票日までに退会した者の名簿を選挙管理委員会に提出する。

(立候補者)

第8条 候補者は、正会員の内、次の各項のいずれかに該当する者とする。

(1) 自ら立候補した者

(2) 選挙権を有する会員の推薦を受け、立候補した者

2 理事候補又は監事候補の選挙に自ら立候補する者は、配布された届出書類に必要事項を記入し、所定の期日までに選挙管理委員会へ提出する。

3 理事候補又は監事候補の立候補者として推薦しようとするときは、被推薦者本人の承諾を得たうえで、選挙権を有する会員の3名以上の連名で配布された届出用紙に必要事項を記入し、所定の期日までに選挙管理委員会へ提出する。

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、選挙の公示を選挙権を有する会員に電子メール等で通知する。

2 選挙管理委員会は、選挙公示の情報とともに立候補届出のために必要な書類を電子メール等で配布する。

(選挙公報・投票用紙等の配布)

第10条 選挙管理委員会は、投票日の50日以上前に立候補者の受付を締切り、投票日の20日以上前に立候補者の氏名・経歴等を記載した選挙公報を、選挙権を有する会員に配布する。

(無投票選出)

第11条 理事候補及び監事候補の立候補者数が定数に満たなかった場合、又は同数の場合は無投票選出とし、選挙管理委員会はその結果を1週間以内に代表理事に報告する。

2 前項により欠員の生じた場合、代表理事は理事会に諮り速やかに対応策を決定する。

(投票)

第12条 投票は、電磁的な方法により行う。

2 理事候補選挙の投票は立候補者の中から、12名以内の連記無記名投票による。

3 監事候補選挙の投票は立候補者の中から、2名以内の連記無記名投票による。

(開票)

第13条 開票は選挙管理委員会が、投票の翌日に開票を行う。

- 2 投票方法が、規程及び選挙管理委員会の定める方法に合致しない場合は無効とする。
- 3 開票が終わった投票に関する記録は、異議申立期間が終了する日まで保管する。
- 4 選挙権を有する者で、事前に申し出があった者は開票に立ち会うことができる。

(選出及び選定)

第14条 選挙管理委員会は、開票結果に基づき最高得票者から得票順位に従ってそれぞれ、理事候補12名、監事候補2名を選出する。

- 2 選挙管理委員会は、理事候補及び監事候補の次点者をそれぞれ1名決定する。
- 3 理事候補及び監事候補の開票結果において同数得票者が生じた場合の最下位選出者は、理事候補、監事候補とも選挙管理委員会が本人又は本人の依頼する代理人による抽選を行い選出する。

(開票結果の通知等)

第15条 選挙管理委員会は、開票の日から3日以内に、立候補者に選出又は非選出及び候補者別得票数を含めた開票の結果を通知する。

- 2 選挙管理委員会は、理事候補及び監事候補の選出者名、次点者名並びに立候補者別得票数を決定後速やかに代表理事に報告する。
- 3 選挙管理委員会は、理事候補及び監事候補の選出者名、次点者名並びに立候補者別得票数を会員に公示する。

(選挙に関する異議申立)

第16条 選挙権を有する会員は選挙の結果に関して不服のある場合、当該選挙の開票の日から10日以内に異議を申し出ることができる。

- 2 異議を申立てる場合は、異議の内容を記載した文書を選挙管理委員会に提出するものとする。
- 3 選挙の結果に関して異議の申立のあった場合、選挙管理委員会は、選挙の規定に違反する事が明らかであり、かつ選出者に変化を及ぼすおそれのある場合に限り選挙の全部又は一部の無効を決定し、代表理事に報告する。

(欠員の補充)

第17条 選挙後、当該年の社員総会までの間に選出された理事候補又は監事候補に欠員が生じた時は、次点者を繰上げて選出する。

- 2 投票年の社員総会以降に代表理事、理事又は監事に欠員が生じたとき、次点者を繰上げて選定する。就任した代表理事、理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前各項により欠員を補充する場合、代表理事は学会誌等を通じて会員に周知を図るものとする。

(規則の決定)

第18条 本規程の諸様式、日程及び選出の判定基準等については、「理事候補及び監事候補

の選出並びに選挙管理委員会の運営に関する規則」に規定する。

付則 本規程は、平成 23 年 8 月 12 日から施行する。

本規程改定 1 は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

本規程改定 2 は、令和 3 年 1 月 7 日から施行する。

本規程改定 3 は、2023 年 1 月 20 日から施行する。